

事 務 連 絡
令和 4 年 5 月 30 日

兵庫県博物館協会長 様

兵庫県教育委員会事務局
社 会 教 育 課 長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた社会教育施設
の取扱いについて (依頼)

平素は、本県の教育行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

5月23日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和4年5月23日変更）が一部変更されました。

これを受け、別添のとおり「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」が改定されました。社会教育施設については、基本的な感染防止対策を徹底のうえ、下記のとおり、適切に対応いただくよう、貴協会加盟館(園)に周知願います。

記

○県立施設については、感染防止対策を実施した上で開館する。

○感染防止対策

- ・催物の開催制限については、対処方針の「イベントの開催自粛要請」を徹底
- ・発熱、咳などの症状のある者の入場禁止
- ・発熱チェック
- ・マスク着用（厚生労働省通知「マスク着用の考え方及び就学前時の取扱いについて」（令和4年5月20日）を踏まえ、状況に応じ施設毎に判断、消毒液の設置
- ・演者と観客との一定の距離の確保（最低2m）
- ・密閉・密集・密接状態の回避（事前予約による入場者の整理を実施、休憩時間・回数増、換気等）

○施設内の飲食店等の取扱いは、「飲食店・遊興施設」に対する要請内容に準じること。

○イベント開催の制限（県内全域）

| | 区 分 | 収 容 率 | 人数上限 |
|---|--|---------------------------|------------------------------|
| ① | 感染防止安全計画を策定し、県による確認を受けたもの (参加者が5,000人超かつ収容率50%超のイベント) | 100%以内 (大声なしの担保が前提) | 収容定員まで |
| ② | その他(安全計画を策定しないイベント) | 大声なし：100%以内 大声あり：50%以内 | 5,000人又は 収容定員50%のいずれか大きい方 |

※ 収容率と人数上限のいずれか小さい方を限度

※ 「大声」：観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること

※ 安全計画を策定しないイベントについては、県対策本部事務局所定の様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・公表することを要請する

【本件問い合わせ先】

兵庫県教育委員会社会教育課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL 078-362-9434 FAX 078-362-3927

E-mail syakaikyouikuka@pref.hyogo.lg.jp

県立美術館長
県立歴史博物館長
県立人と自然の博物館長
県立考古博物館長
県立コウノトリの郷公園長
県立図書館長

様

社会教育課長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県立社会
教育施設の取扱いについて（通知）

5月23日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和4年5月23日変更）が一部変更されました。

これを受け、別添のとおり「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」が改定されました。社会教育施設については、基本的な感染防止対策を徹底のうえ、下記のとおり、適切に対応願います。

記

○県立施設については、感染防止対策を実施した上で開館する。

○感染防止対策

- ・催物の開催制限については、対処方針の「イベントの開催自粛要請」を徹底
- ・発熱、咳などの症状のある者の入場禁止
- ・発熱チェック
- ・マスク着用（厚生労働省通知「マスク着用の考え方及び就学前時の取扱いについて」（令和4年5月20日）を踏まえ、状況に応じ施設毎に判断）、消毒液の設置
- ・演者と観客との一定の距離の確保（最低2m）
- ・密閉・密集・密接状態の回避（事前予約による入場者の整理を実施、休憩時間・回数増、換気等）

○施設内の飲食店等の取扱いは、「飲食店・遊興施設」に対する要請内容に準じること。

○イベント開催の制限（県内全域）

| | 区 分 | 収 容 率 | 人数上限 |
|---|--|---------------------------|----------------------------------|
| ① | 感染防止安全計画を策定し、県による確認を受けたもの (参加者が5,000人超かつ収容率50%超のイベント) | 100%以内 (大声なしの担保が前提) | 収容定員まで |
| ② | その他（安全計画を策定しないイベント） | 大声なし：100%以内 大声あり：50%以内 | 5,000人又は 収容定員50%のい ずれか大きい方 |

※ 収容率と人数上限のいずれか小さい方を限度

※ 「大声」：観客等が通常よりも大きな音量で、反復・継続的に声を発すること

※ 安全計画を策定しないイベントについては、県対策本部事務局所定の様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・公表することを要請する

【本件問い合わせ先】

兵庫県教育委員会事務局社会教育課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
TEL 078-362-9434 FAX 078-362-3927
E-mail syakaikyoku@pref.hyogo.lg.jp

事 務 連 絡
令和 4 年 5 月 30 日

兵庫陶芸美術館長
横尾忠則現代美術館長 様
但馬牛博物館長

兵庫県教育委員会事務局
社 会 教 育 課 長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた社会教育施設の取扱いについて（通知）

5月23日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和4年5月23日変更）が一部変更されました。

これを受け、別添のとおり「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」が改定されました。社会教育施設については、基本的な感染防止対策を徹底のうえ、下記のとおり、適切に対応願います。

記

○県立施設については、感染防止対策を実施した上で開館する。

○感染防止対策

- ・催物の開催制限については、対処方針の「イベントの開催自粛要請」を徹底
- ・発熱、咳などの症状のある者の入場禁止
- ・発熱チェック
- ・マスク着用（厚生労働省通知「マスク着用の考え方及び就学前時の取扱いについて」（令和4年5月20日）を踏まえ、状況に応じ施設毎に判断）、消毒液の設置
- ・演者と観客との一定の距離の確保（最低2m）
- ・密閉・密集・密接状態の回避（事前予約による入場者の整理を実施、休憩時間・回数増、換気等）

○施設内の飲食店等の取扱いは、「飲食店・遊興施設」に対する要請内容に準じること。

○イベント開催の制限（県内全域）

| | 区 分 | 収 容 率 | 人数上限 |
|---|--|---------------------------|----------------------------------|
| ① | 感染防止安全計画を策定し、県による確認を受けたもの (参加者が5,000人超かつ収容率50%超のイベント) | 100%以内 (大声なしの担保が前提) | 収容定員まで |
| ② | その他(安全計画を策定しないイベント) | 大声なし：100%以内 大声あり：50%以内 | 5,000人又は 収容定員50%のい ずれか大きい方 |

※ 収容率と人数上限のいずれか小さい方を限度

※ 「大声」：観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること

※ 安全計画を策定しないイベントについては、県対策本部事務局所定の様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・公表することを要請する

【本件問い合わせ先】

兵庫県教育委員会事務局社会教育課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
TEL 078-362-9434 FAX 078-362-3927
E-mail syakaikyouikuka@pref.hyogo.lg.jp

各登録博物館 }
各博物館相当施設 } 御中
各博物館類似施設 }

兵庫県教育委員会事務局
社 会 教 育 課

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた社会教育施設の取扱い
について (通知)

平素より、本県の社会教育行政の振興に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

5月23日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和4年5月23日変更)が一部変更されました。

これを受け、別添のとおり「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」が改定されました。社会教育施設については、基本的な感染防止対策を徹底のうえ、下記のとおり、適切に対応願います。

記

○県立施設については、感染防止対策を実施した上で開館する。

○感染防止対策

- ・催物の開催制限については、対処方針の「イベントの開催自粛要請」を徹底
- ・発熱、咳などの症状のある者の入場禁止
- ・発熱チェック
- ・マスク着用 (厚生労働省通知「マスク着用の考え方及び就学前時の取扱いについて」(令和4年5月20日)を踏まえ、状況に応じ施設毎に判断)、消毒液の設置
- ・演者と観客との一定の距離の確保 (最低2m)
- ・密閉・密集・密接状態の回避 (事前予約による入場者の整理を実施、休憩時間・回数増、換気等)

○施設内の飲食店等の取扱いは、「飲食店・遊興施設」に対する要請内容に準じること。

○イベント開催の制限 (県内全域)

| | 区 分 | 収 容 率 | 人数上限 |
|---|--|-----------------------------|----------------------------------|
| ① | 感染防止安全計画を策定し、県による確認を受けたもの (参加者が5,000人超かつ収容率50%超のイベント) | 100%以内 (大声なしの担保が前提) | 収容定員まで |
| ② | その他 (安全計画を策定しないイベント) | 大声なし: 100%以内 大声あり: 50%以内 | 5,000人又は 収容定員50%のい ずれか大きい方 |

※ 収容率と人数上限のいずれか小さい方を限度

※ 「大声」: 観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること

※ 安全計画を策定しないイベントについては、県対策本部事務局所定の様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・公表することを要請する

【本件問い合わせ先】

兵庫県教育委員会社会教育課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL 078-362-9434 FAX 078-362-3927

E-mail syakaikyoubu@pref.hyogo.lg.jp

各 市 町 立 図 書 館 御 中

兵庫県教育委員会事務局
社 会 教 育 課

新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた社会教育施設
の取扱いについて（通知）

平素より、本県の社会教育行政の振興に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

5月23日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和4年5月23日変更）が一部変更されました。

これを受け、別添のとおり「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」が改定されました。社会教育施設については、基本的な感染防止対策を徹底のうえ、下記のとおり、適切に対応願います。

記

○県立施設については、感染防止対策を実施した上で開館する。

○感染防止対策

- ・催物の開催制限については、対処方針の「イベントの開催自粛要請」を徹底
- ・発熱、咳などの症状のある者の入場禁止
- ・発熱チェック
- ・マスク着用（厚生労働省通知「マスク着用の考え方及び就学前時の取扱いについて」（令和4年5月20日）を踏まえ、状況に応じ施設毎に判断）、消毒液の設置
- ・演者と観客との一定の距離の確保（最低2m）
- ・密閉・密集・密接状態の回避（事前予約による入場者の整理を実施、休憩時間・回数増、換気等）

○施設内の飲食店等の取扱いは、「飲食店・遊興施設」に対する要請内容に準じること。

○イベント開催の制限（県内全域）

| | 区 分 | 収 容 率 | 人数上限 |
|---|--|---------------------------|----------------------------------|
| ① | 感染防止安全計画を策定し、県による確認を受けたもの (参加者が5,000人超かつ収容率50%超のイベント) | 100%以内 (大声なしの担保が前提) | 収容定員まで |
| ② | その他(安全計画を策定しないイベント) | 大声なし：100%以内 大声あり：50%以内 | 5,000人又は 収容定員50%の いずれか大きい方 |

※ 収容率と人数上限のいずれか小さい方を限度

※ 「大声」：観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること

※ 安全計画を策定しないイベントについては、県対策本部事務局所定の様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・公表することを要請する

【本件問い合わせ先】

兵庫県教育委員会事務局社会教育課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL 078-362-9434 FAX 078-362-3927

E-mail syakaikyoiukuka@pref.hyogo.lg.jp

事 務 連 絡
令和 4 年 5 月 30 日

各教育事務所 御中
各市町教育委員会博物館・図書館主管課 御中

兵庫県教育委員会事務局
社 会 教 育 課

新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた社会教育施設の取扱い
について（通知）

このことについて、別添写しのとおり各登録博物館、各博物館相当施設、各博物館類似施設及び各市町立図書館あてに通知しましたのでお知らせします。

【本件問い合わせ先】

兵庫県教育委員会事務局社会教育課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1
TEL 078-362-9434 FAX 078-362-3927
E-mail syakaikyoku@pref.hyogo.lg.jp

兵庫県内の事業者の皆様
(飲食事業者を除く)

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長(兵庫県知事) 齋藤 元彦

新型コロナウイルス感染症に係る施設等に対する要請等

引き続き、感染再拡大への十分な警戒が必要であることから、下記のとおり感染防止策の徹底等を要請します。
ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 期 間 令和4年6月1日(水)から
- 2 対象地域 兵庫県全域
- 3 要請内容 [特措法第24条第9項に基づく]

| 区分 | 多数利用施設 | イベント関連施設 |
|--------|---|--|
| 種類・施設例 | <ul style="list-style-type: none"> ・遊技施設 [パチンコ屋等] ・遊興施設 [個室ビデオ店、場外馬券売場等] ・商業施設(生活必需物資を除く) ・サービス業(生活必需サービスを除く) | <ul style="list-style-type: none"> ・劇場、映画館等 [劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等] ・集会・展示施設 [集会場、公会堂、展示場、貸会議室等] ・ホテル・旅館(集会の用に供する部分) ・運動施設・遊技施設 [体育館、ホッケー場、スポーツクラブ、野球場、ゴルフ場、テーマパーク、遊園地等] ・博物館等 |
| 内容 | — | <ul style="list-style-type: none"> ・イベント開催制限の要件^(※1)を準用した施設の運用を要請(施設でイベントが開催される場合) ・入場者の整理、入場者への適切なマスク着用の周知、飛沫防止措置等の感染対策の実施を要請 ・業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請 ・酒類提供^(※2)の場合は、「一定の要件」^(※3)を満たすことを要請 ただし、施設内の飲食店等の取扱いは、「飲食店等・遊興施設・結婚式場」に対する要請内容に準じること |

※1 イベント開催制限の要件

| 区分 | 「感染防止安全計画」策定 (5,000人超かつ収容率50%超) | 左記以外の催物 |
|------|------------------------------------|----------------------------------|
| 人数上限 | 収容定員まで | 5,000人 又は 収容定員50%のいずれか大きい方 |
| 収容率 | 100% (「大声なし」が前提) | 「大声なし」100%、「大声あり」50% |

* 収容率と上限人数のいずれか小さい方を限度

* 「大声」：観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること

※2 酒類提供は、利用者による酒類の店内持込みを含む。

※3 アクリル板の設置(又は座席の間隔(1m以上)の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外の適切なマスク着用の推奨、換気の徹底

4 感染防止策の徹底

(基本的な感染対策)

- 適切なマスクの着用(不織布マスクを奨励)、手洗いや手指消毒、ゼロ密(三密(密閉・密集・密接)の回避)、人と人との距離の確保、換気、複数人が触る箇所の消毒
- 飛沫のかかる物品・設備の共用や使い回しの回避、使用前後の消毒の徹底

(事業所での対策)

- 在宅勤務(テレワーク)の活用等による出勤者数の削減
- 感染拡大地域への出張は、適切なマスク着用など基本的な感染対策を徹底し、感染リスクの高い行動を避けること
- 事業継続が求められる業種に係る業務継続計画(BCP)の確認、重要業務の特定、体制の整備、必要物資の備蓄等の推進
- 「居場所の切り替わり」(食堂、休憩室、更衣室、喫煙室、移動時の車内等)での適切なマスクの着用の推奨、換気の徹底、従業員の体調管理など職場内での感染対策の徹底

※添付のメッセージ(「感染を広げない取組を継続しつつ地域のにぎわいを取り戻しましょう!」)もご覧ください。

お問い合わせ先

◆兵庫県措置要請等相談窓口

T E L : 0 7 8 - 3 6 2 - 9 4 8 0 受付時間 : 平日 9 時 ~ 1 7 時

◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター(協力金に関すること)

T E L : 0 7 8 - 3 6 1 - 2 5 0 1 受付時間 : 平日 9 時 ~ 1 7 時

◆県ホームページ(施設等に対する要請等)

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_soti.html

感染を広げない取組を継続しつつ 地域のにぎわいを取り戻しましょう！

新型コロナの**新規感染者数**は依然高い状況が続いており、引き続き**基本的な感染防止策の徹底**や**ワクチンの積極的な接種**が重要です。

一方で、**お祭りや行事など地域活性化に向けた取組**を展開していくことも**必要**です。感染防止策を十分講じたうえで、地域の活動を行い、徐々に**にぎわいを取り戻して**いきましょう。

1 基本的な感染防止策の徹底とリスクの高い行動の回避

- ・定期的な室内換気、適切なマスク着用、こまめな手洗いや手指消毒、人と人の距離確保、三つの密（密閉・密集・密接）の回避など、**基本的な感染防止策を徹底**してください。
- ・マスクについては、**屋内では距離が確保でき会話をしない場合**、**屋外では距離が確保できる又は会話をしない場合は、外して**いただいても構いません。
- ・発熱・咳など**体調が悪い場合は外出を控え、医療機関に電話のうえ受診**してください。

2 ワクチンの積極的な接種

- ・ワクチン接種は**発症や重症化の予防に有効**です。**未接種の方は積極的な接種**をお願いします。
- ・若い人が感染した場合でも、**重症化や症状が長引くリスクがあり、他の方に感染させてしまう可能性**もあるので、**できるだけ早期の接種**をお願いします。
- ・**3回目未接種の方はもとより、4回目接種が対象の方**（60歳以上の方及び60歳未満で基礎疾患を有する方）も、**早めの接種**をお願いします。

3 安全を確保したうえでの地域活動の実施

- ・**感染防止策が徹底されたイベント等**については、**過度に自粛いただく必要はありません**。感染防止策を十分図りながら、**お祭りや行事など地域の活動を行い**、徐々に**地域のにぎわいを取り戻して**いきましょう。
- ・宴会場や食堂、バーなど、**飲食店の利用にあたっては、会話時のマスク着用**をお願いします。
- ・今後、出水期を迎えるにあたり、**風水害時の備え**も大切です。いま一度、お住いの地域の**ハザードマップ**や**非常時の持ち出し品**（マスク、携帯用消毒液等）の確認をお願いします。

5 その他

(1) 適切なマスク着用を呼びかけるポスター等

- ①ポスター用 (A4 サイズ)
店内に掲示して活用してください。
 - ②ポップ用 (A6 サイズ)
メニュースタンドにはさみ、各テーブルに配置するなどして活用してください。
- ・ 県ホームページ
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/maskpr.html>



(2) 新型コロナ対策適正店認証の積極的な取得

感染症対策を実施している飲食店等を実地確認の上、適正店として認証しています。認証の積極的な取得をお願いします。

○認証時のチェック項目

- ① アクリル板等(パーティション)の設置又は座席間隔の確保
- ② 手指消毒の徹底
- ③ 食事中以外のマスク着用の推奨
- ④ 換気の徹底
- ⑤ 体調がすぐれない従業員への対応
- ⑥ 「感染防止対策宣言ポスター」の掲示

○県ホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/ninsyo.html>



(3) ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等制度登録(*新型コロナ対策適正店認証店舗)

本制度を適用する場合、行動制限を緩和することができます。

※現在、人数制限を要請していないため、制度は適用していません。

〔登録方法〕

- ・ 「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等登録」事務局に登録申請書を提出
- ・ 申請があった認証店を実地確認調査し、基準を満たす認証店を登録 (制度登録ステッカーを交付)
- ・ 登録店舗は、県ホームページに公表
- ・ 登録申請書URL
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/insyokutentouroku.html>



(4) 感染防止策の徹底

- ・ 適切なマスクの着用(不織布マスクを奨励)、手洗いや手指消毒、ゼロ密(三密(密閉・密集・密接)の回避)、人と人との距離の確保、換気、複数人が触る箇所の消毒
- ・ 飛沫のかかる物品・設備の共用や使い回しの回避、使用前後の消毒の徹底

※ 添付のメッセージ (「感染を広げない取組を継続しつつ地域のにぎわいを取り戻しましょう!」) もご覧ください。

お問い合わせ先

- ◆兵庫県措置要請等相談窓口
TEL: 078-362-9480 受付時間: 平日 9時~17時
- ◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター (協力金に関すること)
TEL: 078-361-2501 受付時間: 平日 9時~17時
- ◆ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等登録及び認証事務局コールセンター
兵庫県措置要請等相談窓口 (078-362-9480) で受付
- ◆県ホームページ (飲食事業者に対する要請等)
https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_taisho.html

感染を広げない取組を継続しつつ 地域のにぎわいを取り戻しましょう！

新型コロナの**新規感染者数**は依然高い状況が続いており、引き続き**基本的な感染防止策の徹底**や**ワクチンの積極的な接種**が重要です。

一方で、**お祭りや行事など地域活性化に向けた取組**を展開していくことも**必要**です。感染防止策を十分講じたうえで、地域の活動を行い、徐々ににぎわいを取り戻していきましょう。

1 基本的な感染防止策の徹底とリスクの高い行動の回避

- ・定期的な室内換気、適切なマスク着用、こまめな手洗いや手指消毒、人と人の距離確保、三つの密（密閉・密集・密接）の回避など、**基本的な感染防止策を徹底**してください。
- ・マスクについては、**屋内では距離が確保でき会話をしない場合**、**屋外では距離が確保できる又は会話をしない場合は、外して**いただいても構いません。
- ・発熱・咳など**体調が悪い場合は外出を控え**、**医療機関に電話のうえ受診**してください。

2 ワクチンの積極的な接種

- ・ワクチン接種は**発症や重症化の予防に有効**です。**未接種の方は積極的な接種**をお願いします。
- ・**若い人が感染した場合でも、重症化や症状が長引くリスクがあり、他の方に感染させてしまう可能性もある**ので、**できるだけ早期の接種**をお願いします。
- ・**3回目未接種の方はもとより、4回目接種が対象の方**（60歳以上の方及び60歳未満で基礎疾患を有する方）も、**早めの接種**をお願いします。

3 安全を確保したうえでの地域活動の実施

- ・**感染防止策が徹底されたイベント等については、過度に自粛いただく必要はありません**。感染防止策を十分図りながら、**お祭りや行事など地域の活動を行い**、徐々に地域のにぎわいを取り戻していきましょう。
- ・宴会場や食堂、バーなど、**飲食店の利用にあたっては、会話時のマスク着用**をお願いします。
- ・今後、出水期を迎えるにあたり、**風水害時の備え**も大切です。いま一度、お住いの地域の**ハザードマップ**や**非常時の持ち出し品**（マスク、携帯用消毒液等）の確認をお願いします。